

公立大学法人横浜市立大学経営審議会規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 16 号

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学定款（以下「定款」という。）第 26 条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）に設置する経営審議会の運営に関して必要な事項を定める。

(委員以外の者の出席)

第 2 条 議長が必要と認める者を、特別委員として出席させることができる。

2 議長が必要と認める者を、オブザーバーとして出席させることができる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第 3 条 委員及び前条により規定される者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会)

第 4 条 経営審議会は、必要がある場合には、各種委員会等（以下「委員会等」という。）を設けることができる。

2 前項に定める委員会等は、担任事項について審議の結果を経営審議会へ答申する。

(委任)

第 5 条 経営審議会は、定款第 17 条に定める事項のうち緊急を要するものの審議について、理事長の判断により別に定める経営方針会議に委任することができる。この場合、その後開催する経営審議会で当該審議事項について報告を受けるものとする。

(庶務)

第 6 条 経営審議会に関する庶務は、企画総務部総務課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関して必要な事項は、経営審議会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は平成20年8月29日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第70号）
(施行期日)

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第13号）
(施行期日)

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第9号）
(施行期日)

この規程は令和3年4月1日から施行する。